



皆さんの 5つの取組みで



福島支部の 健康保険料率が 変わります!!



取組み

1

特定健診等の
受診率

取組み
2

特定保健指導の
実施率

取組み
3

特定保健指導
対象者の
減少率

取組み
4

要治療者の
医療機関
受診率

取組み
5

ジェネリック
医薬品の
使用割合

インセンティブ制度
ってなに？

協会けんぽの加入者及び事業主の5つの取組みに応じて、47都道府県支部のランキングを決定し、上位15支部に入るとインセンティブ〈報奨〉が付与され**健康保険料率の引き下げにつながる仕組みです。**



25位 / 47都道府県

15位以内に入ることができず、インセンティブは付与されませんでした



5つの取組みと事業主の皆様へのお願い

1 特定健診等の受診率

- 協会けんぽの「生活習慣病予防健診」をご利用ください。
- 「生活習慣病予防健診」を受診されない場合は、協会けんぽに事業者健診データの提供をお願いいたします。



課題

37位

2 特定保健指導の実施率

- 保健指導のご案内が事業所に届いた場合は、該当の従業員が保健指導を受けられるよう、日程調整をお願いいたします。



14位

3 特定保健指導対象者の減少率

- 健康経営に取り組みましょう。
- 保健指導の対象となった方が、健康状態を改善できるよう、指導が終了するまで取組みをするようお声がけをお願いいたします。



27位

4 要治療者の医療機関受診率

- 従業員の健診結果を把握し、「要治療」や「要再検査」の判定が出た方に医療機関の早期受診の勧奨をお願いいたします。



24位

5 ジェネリック医薬品の使用割合

- 薬局等でお薬を受け取る際は、ジェネリック医薬品を積極的に使用するよう、従業員やご家族にお声がけをお願いいたします。



17位

福島支部のジェネリック医薬品の

使用率は

8割超え



令和5年12月の使用割合は過去最高の**85.2%**となりました。ご協力ありがとうございます。